

あなたの会社の製品、 原産性は失われていませんか？

御社が過去に原産品であるとの判定を受けている製品については、引き続き、当該製品が原産地規則等を満たしているかどうかを、御社内で定期的に確認する必要があります。

今後、確認の結果、原産性を判断するための要素に変更が生じた場合には、原産性の有無を再検証する必要があります。必要に応じて、あらためて原産品判定を受けるようにしてください。

輸出する製品の原産性に変更が生じる主な要因は、以下のとおりです。

- ✓ 国内生産工程の海外への移管
- ✓ 材料や部品の原産性変更
- ✓ 為替レート、F O B 価格、材料価格等の変動による原産資格割合の低下

※社内の生産部門や調達部門、サプライヤー等
関連するお取引先にも原産地規則等を十分に
理解してもらい、上記変更が生じる場合には
事前に情報共有できる体制を整備してくださ
い。



<参考>経済産業省資料

『原産性を判断するための基本的考え方と
整えるべき保存書類の例示』

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

【原産品判定等に関するお問合せ先】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

電話：03-3283-7850 E-mail: tokuteico@jccci.or.jp

【経済産業省資料に関するお問合せ先】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室

電話：03-3501-0539 E-mail: gensanti-syoumei@meti.go.jp